

川口第二支部	昭和五年五月	大塚守治	吉野浩	埼玉縣横曾根村飯塚二五 水谷孝三郎方
川口三十二分會部	大正十四年二月	井堀繁雄	小谷野勝五郎	埼玉縣川口町金山町二
堀切支部	昭和五年三月	細田信次	増淵幸次郎	府下綾瀬町柳原三九〇 細田信次方
田無支部	昭和四年五月	井口晃	渡邊一郎	府下田無町一六四 井口晃方
廉折支部	昭和四年一月	新井時太郎	栗原辰五郎	埼玉縣北足郡藤折村 池谷方
代々幡支部	昭和三年九月	田中重二	山田倉次郎	府下代々幡町幡ヶ谷三八八 山田倉次郎方
赤羽支部	昭和二年十月	山田政信	寺田停司	府下岩瀬町稻付一〇七 丹羽雄工場内
果嶋支部	大正十四年六月	白崎又五郎	高杉伊三郎	府下西尾鴨庚申塚四〇五 工具館内 白崎又五郎方

### 組合本部役員

- 組合長 内田 藤七 主事 原 虎一 調査部長 坪井守三郎
- 教育部長 原 虎一 會計 (主事兼任) 青年部長 原 虎一
- 執行委員 組織部長 井堀 繁雄 争議部長 熊本 虎藏 政治部長 成山三郎
- 共済部長 小川 帝三郎 事業部長 田中 芳太郎
- 會計検査役 藤田 壽一 濱田 義雄 倉田 年助 長島國之助

## 昭和四年度大會決議事項の執行

### 一、失業保険法即時制定要求の件

右は昨年十月關東同盟大會及十一月日本勞働總同盟全國大會に於て滿場一致可決され中央委員會は、勞働立法制定促進委員會及び社會民衆黨と協力して、政府當局に向つては根強く交渉し、一方には無産大衆に其の緊急必要な事を演說會等に依つて訴へて輿論を喚起し極力其の實現に努力した。斯くする内に濱口内閣の資本家本位の舊平價金解禁は、財界に大恐慌を來たし失業者は益々増加し、勞働階級は底知れぬ失業不安に襲はれる處となつた。茲に於て社會民衆黨は之が緊急救済方法として、第五十八(臨時)議會に左の如き失業給與法案を提出したのであるが、失業救済に何等誠意を有しない民政黨及び其の内閣は遂に之を握り潰してしまつた。

### 失業給與法案 (社會民衆黨立案)

- 第一條 被給與者は勞務契約によりて雇用せられたる年齢十五歳以上の被用者をいふ
- 第二條 雇用者は被用者一人につき毎月金壹圓の割合を以て給與基金を圓庫に納付すべし
- 第三條 圓庫は雇用者の納付すべき給與基金と同額を負擔す
- 第四條 失業手当給與に關する一切の事務は内務省の所管として費用は圓庫負擔す
- 第五條 被給與者にして失業し法定の條件を充し資格を失せざる者は失業手当給與金を受くる權利を有す
- 第六條 被給與者一人の受くる一日の手當は五十錢とす
- 第七條 失業手当受領のための條件左の如し
  - 一 一ヶ年以上合理的に業務に服したること
  - 一 全失業をなせること
  - 一 被給與者が勞働能力を有すること
  - 一 被給與者が眞に求職しつゝあるにしも拘はらず適當なる職業につく能はざること
- 第八條 本法は昭和五年六月一日公布するを同時に施行し昭和七年五月三十一日までその効力を有す

### 二、日本民衆新聞購讀に關する件

我々の羅針盤である日本民衆新聞の購讀に就いては昨年十月關東同盟大會の可決を見、機會ある毎に各支部に勧誘し殊に新設支部には一層詳細に説明して其の購讀を勤めて來た爲め漸次増加されつゝあると